

感染症と人権 ハンセン病問題の歴史から学ぶ

昨年12月4日から10日の人権週間にちなみ、おりなす八女において、人権啓発パネル展を開催しました。パネル展において、新型コロナウイルス感染症に関わる人権問題について考えていただくために、「感染症と人権〜ハンセン病問題の歴史から学ぶ〜」と題した特別展示を行いました。今号では、その内容を抜粋してお伝えします。

(※図) 新型コロナウイルスが及ぼす悪影響

感染への不安から、不確かな情報に惑わされ、広めてしまう。

不安な気持ちから逃れようと、特定の人たちに対して、差別的な行動をとってしまう。

偏見や差別をされたくないために、感染を疑われる症状があっても受診をためらい、さらなる感染の拡大を招いてしまう。

(参考：日本赤十字社)

ハンセン病問題とは

ハンセン病は、「らい菌」による感染症です。感染力は極めて弱く、発病することはまれです。現在は治療法も確立し、早期発見と早期治療により、後遺症を残すことなく治る病気です。しかし、かつて我が国は、「らい予防法（昭和28年施行）」の下、ハンセン病患者を強制的に隔離したり、家を消毒したりする等の政策を進めたため、ハンセン病は怖い病気だという誤った考えを広め、患者やその家族は、いわれのない偏見や差別の対象となりました。これらの政策は、ハンセン病に対する特效薬が開発され、国際的にも隔離の必要性が否定された後にも続けられました。

平成8（1996）年、「らい予防法」はようやく廃止され、ハンセン病回復者を巡る状況は大きく変わりました。しかし、ハンセン病回復者やその家族に対する偏見や差別意識は、社会に今なお根深く残っています。

感染症による偏見や差別を繰り返さないために

現在、新型コロナウイルス感染症が拡大していますが、感染症に対する不安や恐れが、特定の人への偏見、差別につながる状況は、ハンセン病問題と似ています。過去の過ちを繰り返さないために、まずは「不確かな情報に惑わされない、広めない」ことが大切です。正しい情報を基に、冷静な判断と行動をお願いします。また、感染症に関わる人やその家族、医療従事者等、誰に対しても、避けようとしたり、不当な扱いをしたりすることは人権侵害であるほか、さらなる感染拡大を招いてしまいます(※図)。

私たちの誰もが感染のリスクを背負っていると同時に、感染症の収束を願い、それぞれの立場でできることに取り組んでいます。いま一度、人と人とのつながりの大切さを見つめ直し、支え合ってコロナ禍を乗り越えましょう。



人権啓発パネル展を開催

ご来場ありがとうございました

人権啓発パネル展では、特別展示のほか、市立学校の児童・生徒が描いた人権ポスター・人権のまちづくりに取り組む団体の活動紹介・人権メッセージ（標語）入選作品を展示しました。